

日本の経済連携協定 (EPA)の概要



名古屋税関 業務部
原産地調査官



本日の説明

- 経済連携協定(EPA)とは？
- 原産地基準はなぜ必要なのか？
- 原産品(原産地基準を満たす産品)とは？
- 原産地を証明するとは？
(主に輸出の面から)

EPAを利用するメリットは？

WTO(世界貿易機関) 159カ国
(2013年5月現在)

全ての加盟国に対し、関税を等しく
削減し適用(最恵国待遇)

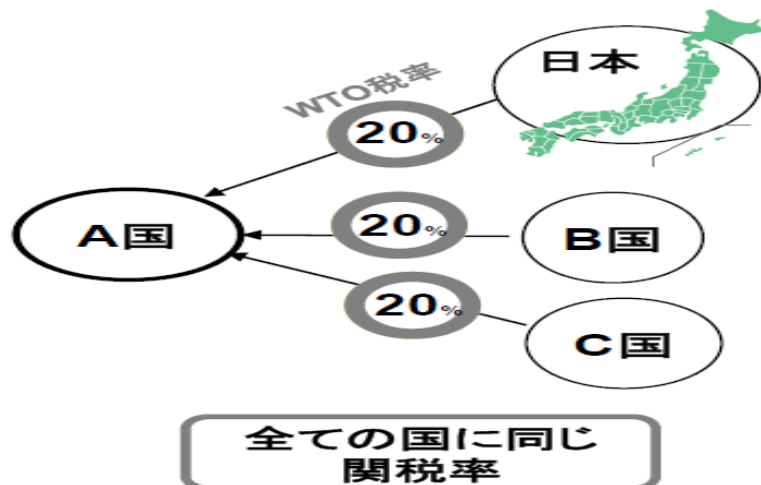
締約国A

EPA/FTA

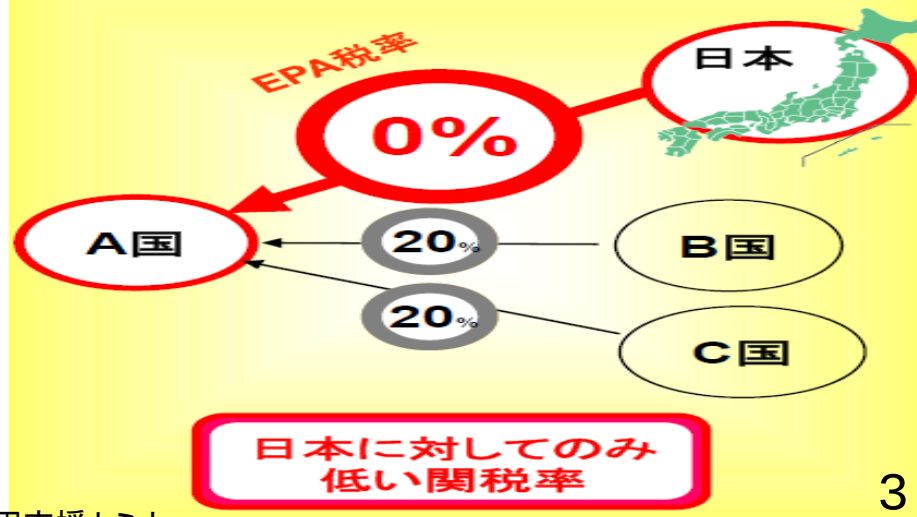
締約国B

締約国間のみで、
関税を削減・撤廃。

WTOに基づく原則



日本とA国のEPA



EPAでどのくらい関税が **安** くなるの？

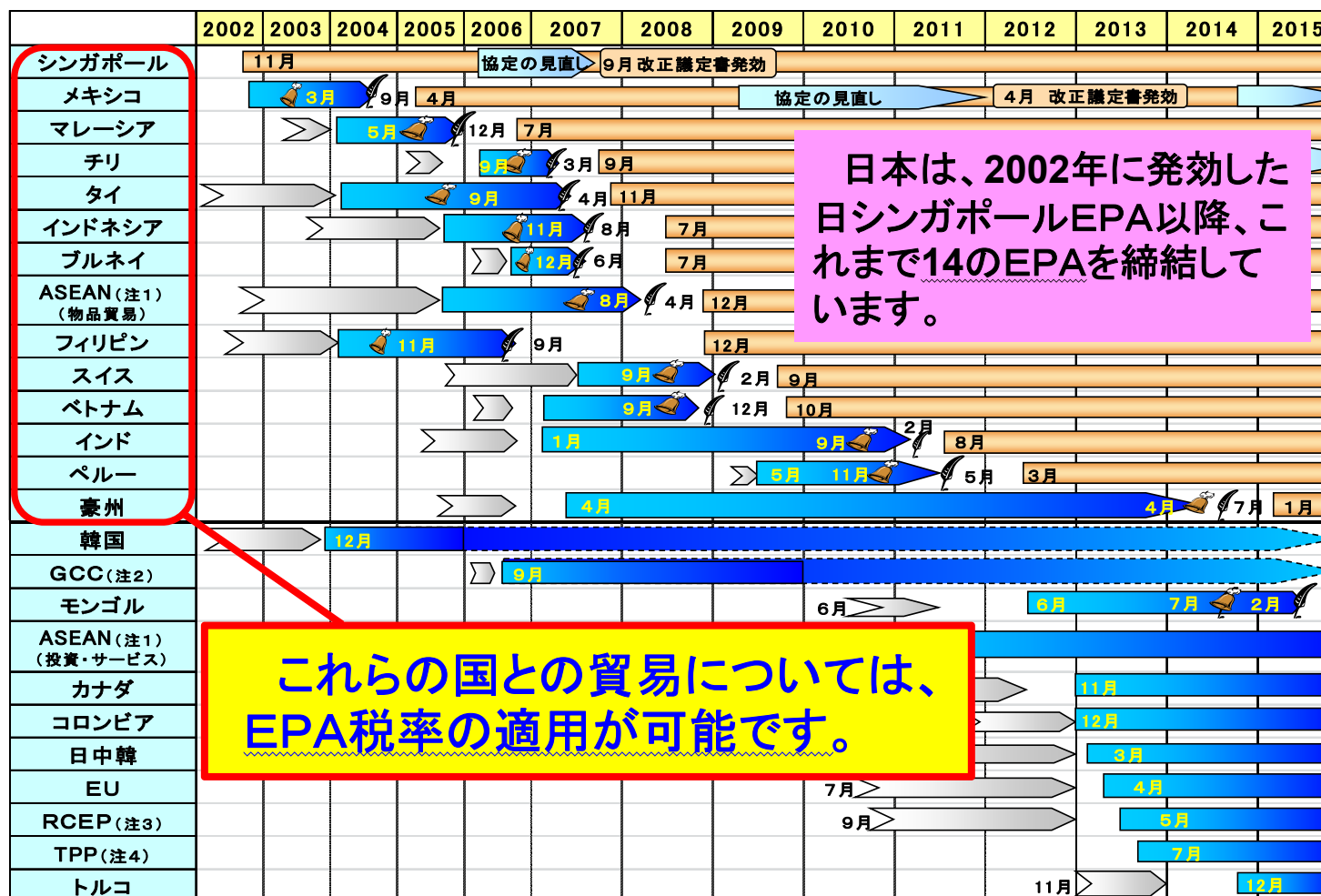
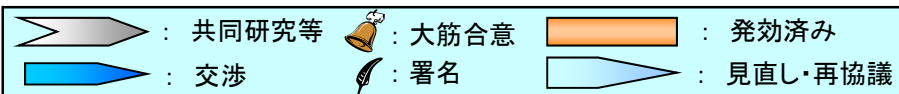
EPAでは、一般的な関税率から、相手国との交渉によりさらに**関税率を引き下げ**ていますので、多くの物品で関税を節約できます。

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	
ペルー	テレビ	6%	

表：EPAによって関税が免除される例
(経産省パンフより)

日本はどの国とEPAを結んでいるの？

各国とのEPAの進捗状況



日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで14のEPAを締結しています。

これらの国との貿易については、EPA税率の適用が可能です。

(注1) ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済みであるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注2) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国); 2009年以降、交渉延期

(注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

日本に輸入する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？

Firefox + (税関ウェブサイト 実行関税率表) <http://www.customs.go.jp/tariff/>

www.customs.go.jp/tariff/2013_4/data/i201304_20.htm

よく見るページ Firefox を使いこなそう

トップ > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表) > 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2013年4月版) >

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

統計番号 番号 HS. code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN
20.01	食酢又は酢酸より調製し又は保存に通ずる処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分													
2001.10	きゅうり及びびがキン													
100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	4.5%	無税	3.3%	4.4%	4.4%	5.5%	6.8%	6.8%
200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	4.4%	無税	2.5%	3.3%	3.3%	4.1%	5.5%	5.5%
2001.90	その他のもの													
110	1 砂糖を加えたもの (1)パイナップル、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンバダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴート及びマンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税
120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	1.3%		無税	1.3%	3.8%	2.6%	2.6%	4.8%
130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	9.5%		8.4%	9.5%	9.5%	10.5%	10.5%	10.1%
140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	5.5%	無税	3.3%	4.4%	無税	5.5%	6.8%	6.8%
210	2 その他のもの (1)パイナップル、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンバダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税

物品を日本に輸入する場合のEPA税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。 **「実行関税率表」で検索！**

海外に輸出する場合のEPA税率を調べるためには、どうすればいいの？

WorldTariffSM
HS Number Search

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 Ex

仕向け国/輸出先

Mexico

類/部名

87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項

8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト

番号

リセット

Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

日本貿易振興会（JETRO）が契約している World Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます（JETROのページからユーザー登録が必要です（無料））。

メキシコに自動車（870390）を輸出する場合。



（JETRO 世界各国の関税率）

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

Ireland	Free	European Union Trade Agreement
Israel	Free	Israel Trade Agreement
Italy	Free	European Union Trade Agreement
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free 12 , 50 , 60	Mexico- Japan Free Trade Agreement
Jordan	20%	MFN Applied
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Korea	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、関税なしで輸出することができる。

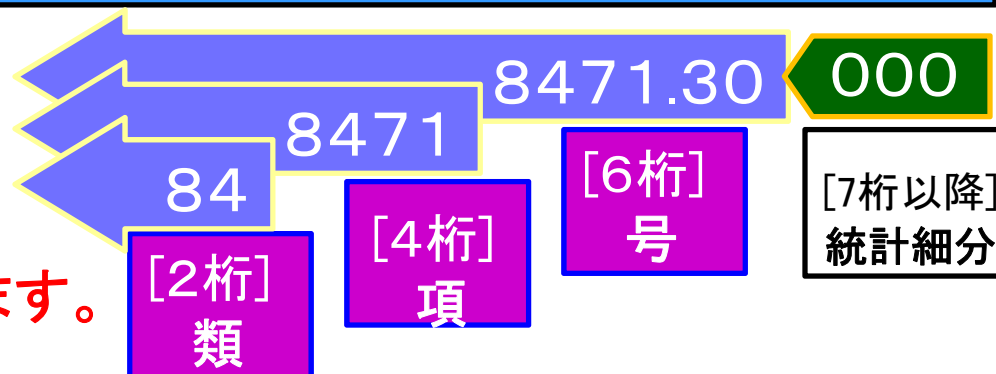
品目コード(HSコード)とは

「商品の名称および分類についての統一システム“Harmonized Commodity Description and Coding System”に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められた番号の事。商品を輸出入する際は、各商品はいずれかのHSコードに分類され、そのHSコード毎に、関税率、原産地規則が定められています。

(例) パソコン

8471.30 - 000

EPAでは上から6桁を使います。



◎ 協定により使用するHSが異なります。

HS2002	日シンガポール・日メキシコ・日マレーシア・日チリ・日タイ 日インドネシア・日ブルネイ・日アセアン・日フィリピン
HS2007	日スイス・日ベトナム・日インド・日ペルー
HS2012	日豪

※ 下記サイトにHSコード(上から6桁のみ)があるかどうかを確認してください。

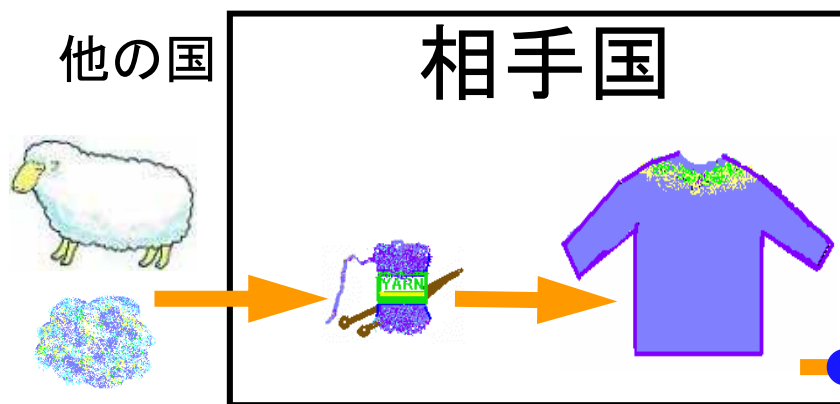
◀ 日本税関/実行関税率表: <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm> ▶

・HS2002⇒「2006年4月版」

・HS2007⇒「2011年8月版」

特惠税率適用に必要な4つの条件

①輸入される産品に関して、特惠税率が設定されていること
(EPA: 協定の譲許表、一般特惠: 暫定措置法別表)



②生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)
→この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」

③日本への運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」(通し船荷証券の写し等)

④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること(=特惠原産地規則上の原産地証明書及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出すること)(手続的規定)

○特惠税率適用のためには①②③④の4つの条件全てを満たす必要がある。

○黄色部分が原産地規則



原産地基準の必要性



原産地規則と特惠税率

■ 特惠税率の種類

※EPA税率

(経済連携協定 EPA: Economic Partnership Agreement)

- EPA相手国の原産品に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用

※(一般)特惠税率

(GSP: Generalized System of Preference)

- 開発途上国の原産品に対して、一般の関税率よりも低い特惠税率を適用

■ 特惠税率の適用対象

- 原産地規則を満たす **原産品** (**≠ 相手国からの輸出品**)

EPA税率を適用する相手国の産品とは？

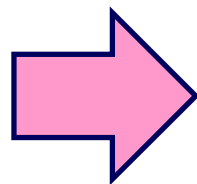
ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として) ①

相手国(スイス)

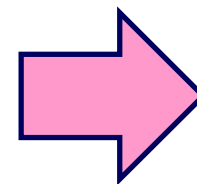
○ 相手国(スイス)ですべてが完結している場合



ぶどうを収穫



醸造



ビン詰め

スイスのワイン？

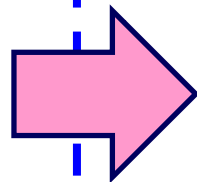
EPA税率を適用する相手国の産品とは？

ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として) ②

第三国(フランス)
(相手国や日本以外の国)



ぶどうを収穫

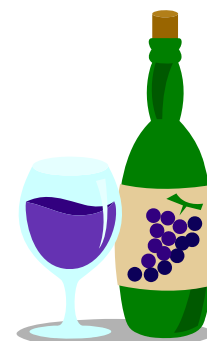
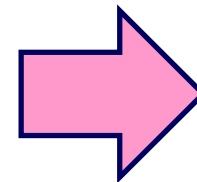


相手国(スイス)

○ 第三国のぶどうから相手国で醸造した場合



醸造

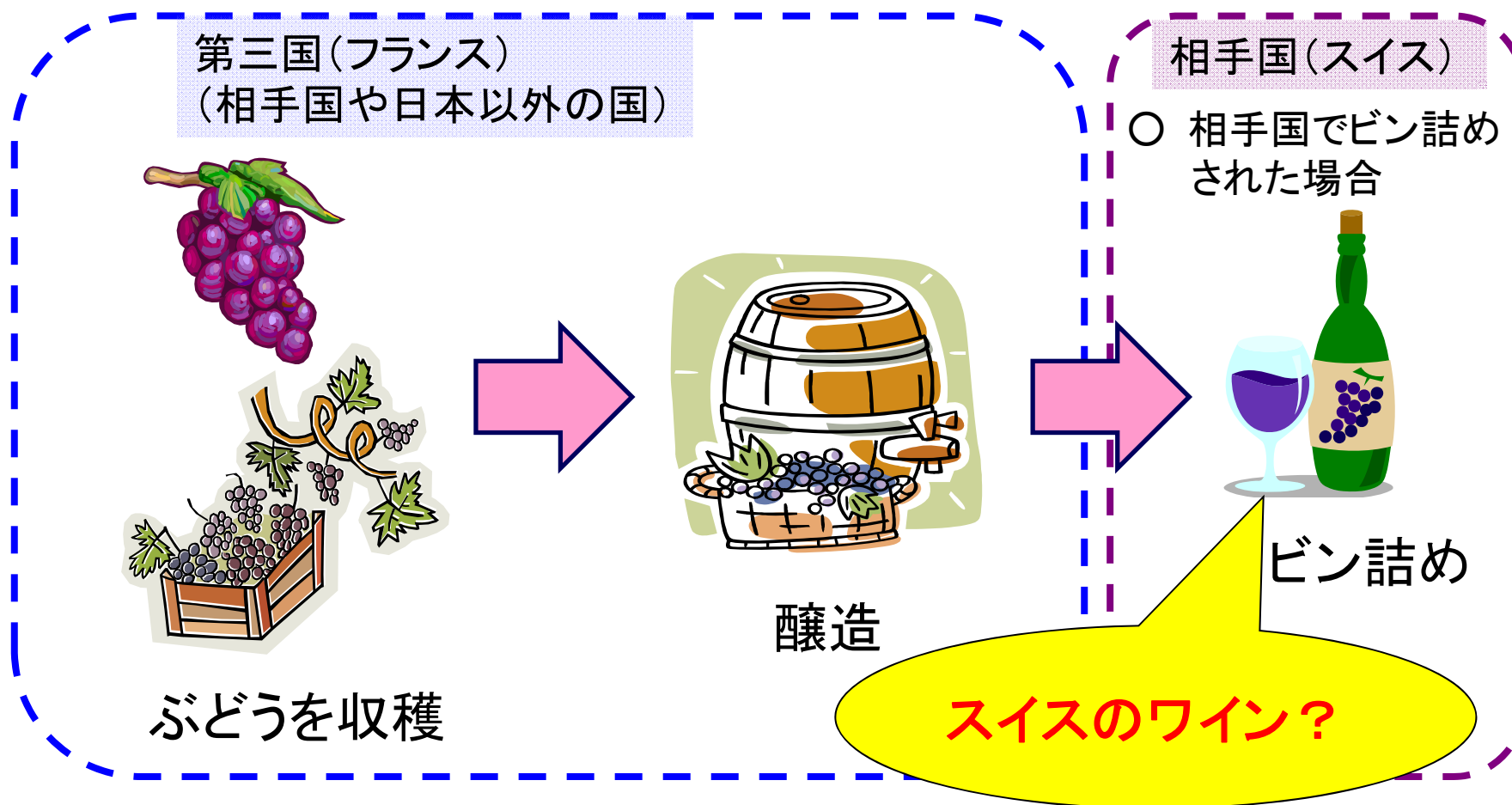


ビン詰め

スイスのワイン？

EPA税率を適用する相手国の産品とは？

ー原産地基準の必要性(スイスからのワインを例として) ③



EPA税率を適用する相手国の産品とは？

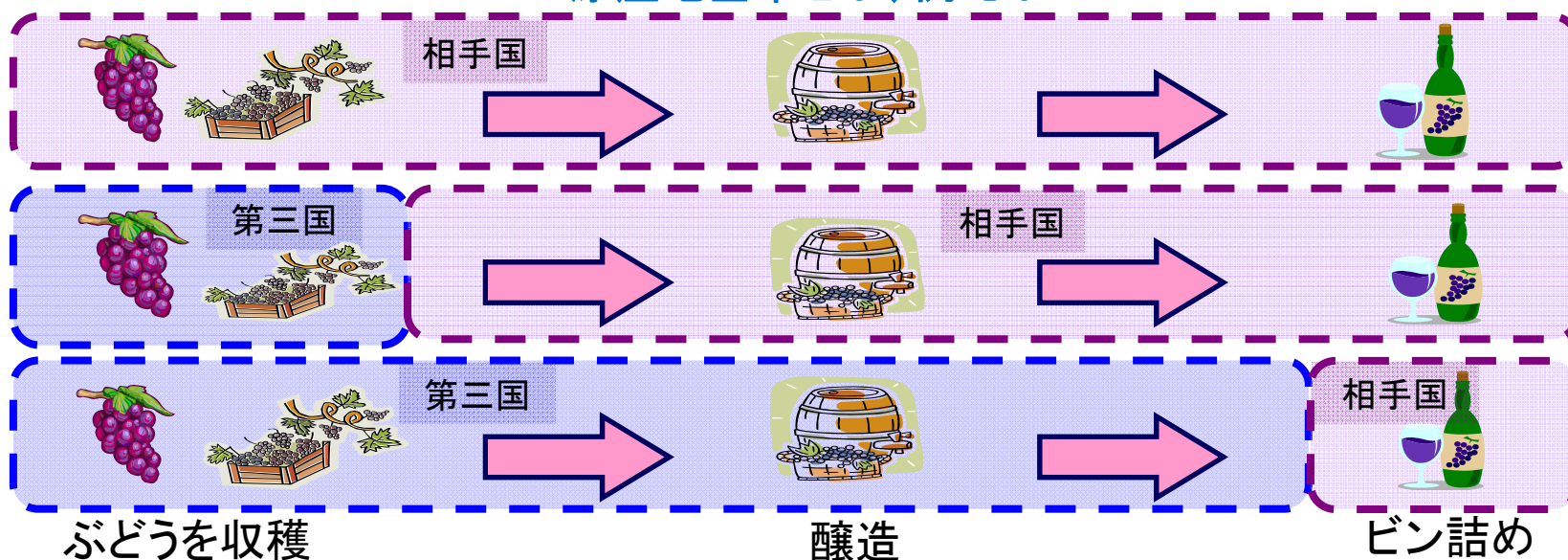
－原産地基準の必要性（スイスからのワインを例として）④

相手国から輸入されたワインといっても、材料に着目するといろいろなものがありえる。

EPAによる**特惠税率の対象**となる相手国のワインとは何か決めておく必要がある。

原産地基準を定め、原産地基準を満たす**原産品のみ**を特惠税率適用の対象とする

原産地基準とは、例えば

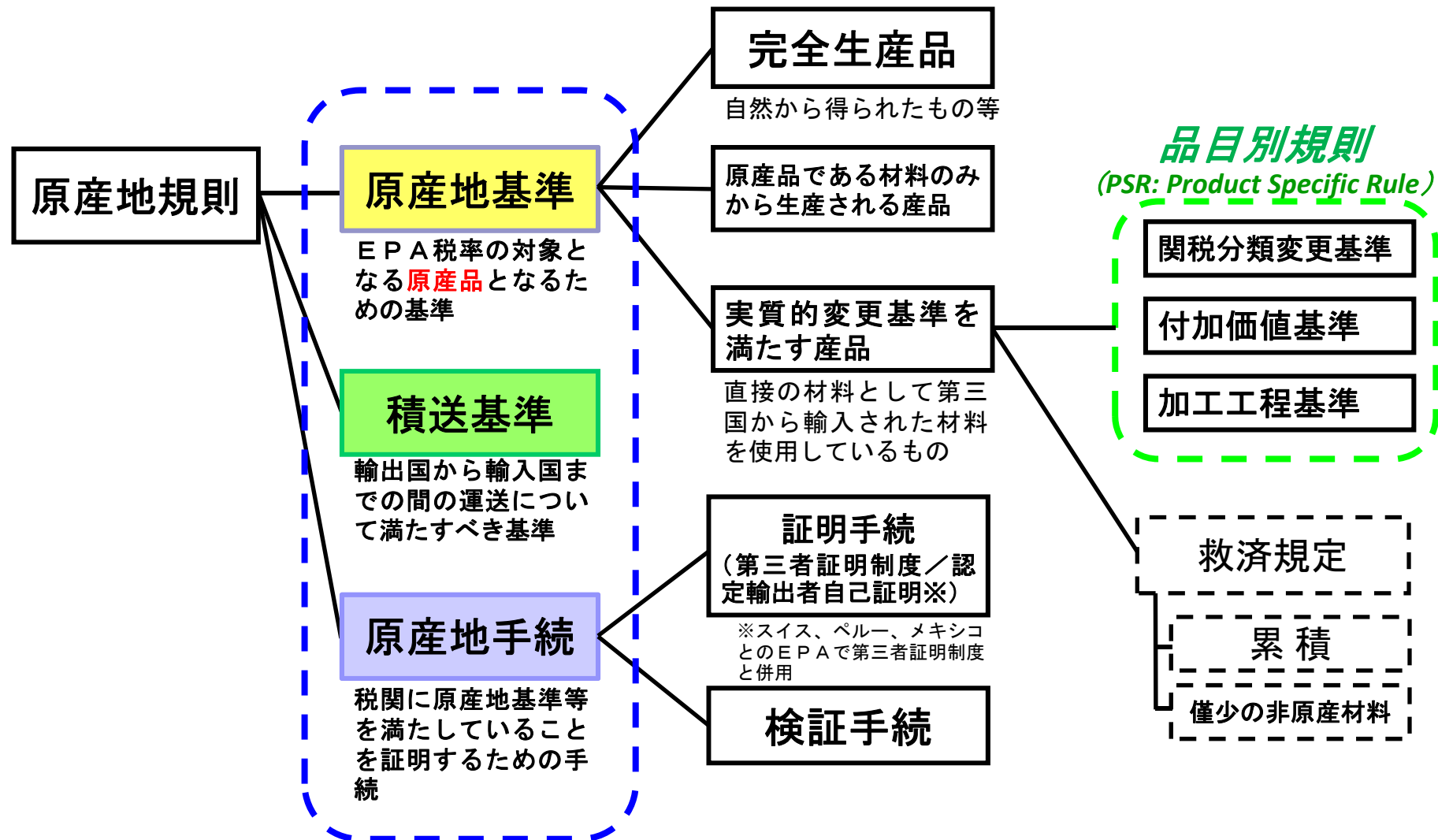




原 産 品

(原産地基準を満たす産品)

我が国のEPA原産地規則章の構成



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の**原産品**とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの （※次スライド参照）

完全生産品

(b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品

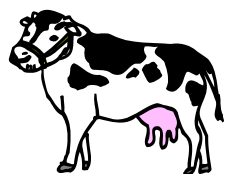
原産材料のみから生産される産品

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

(a)完全生産品



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(果実、切り花等)



(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

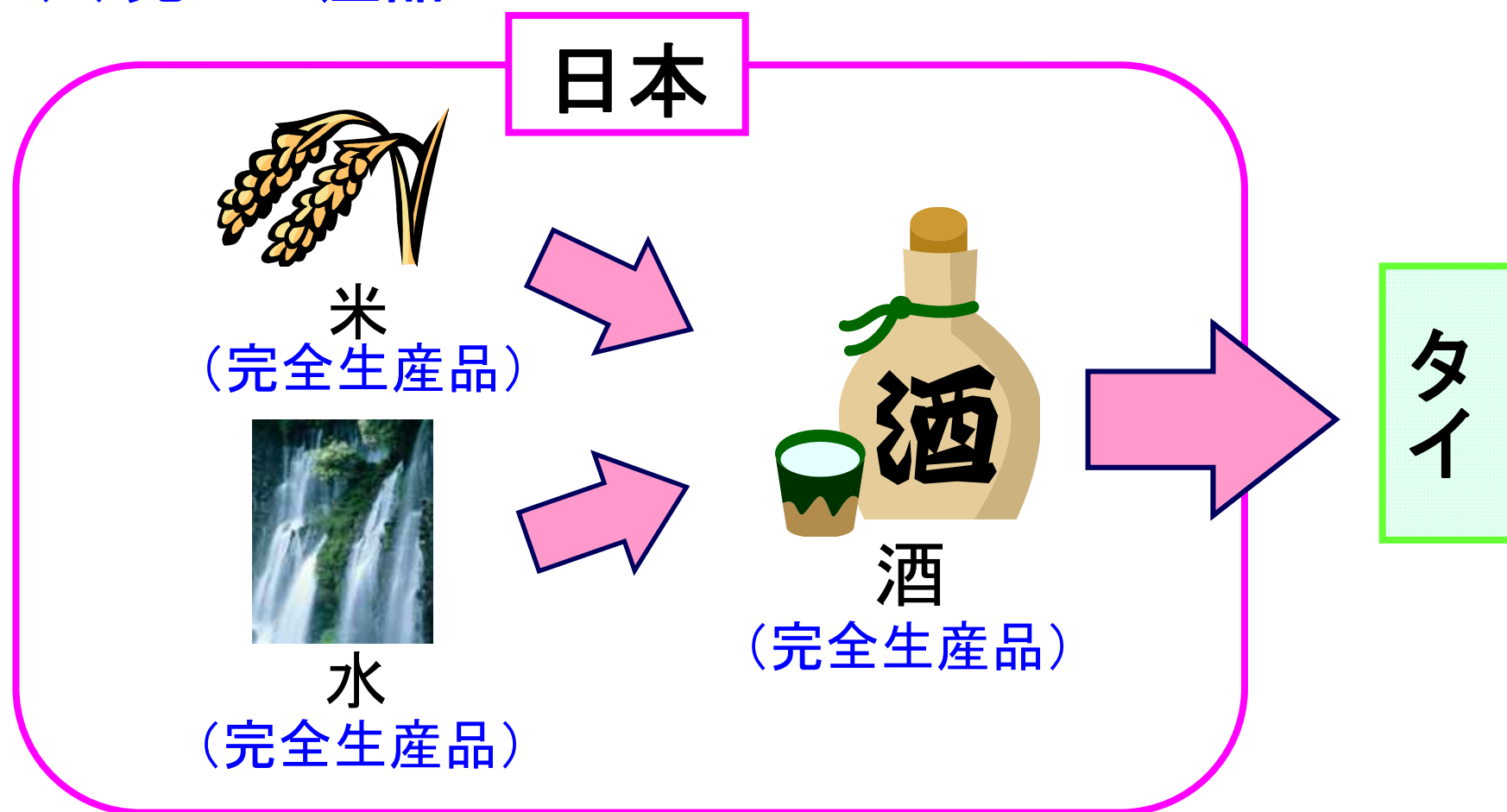
(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

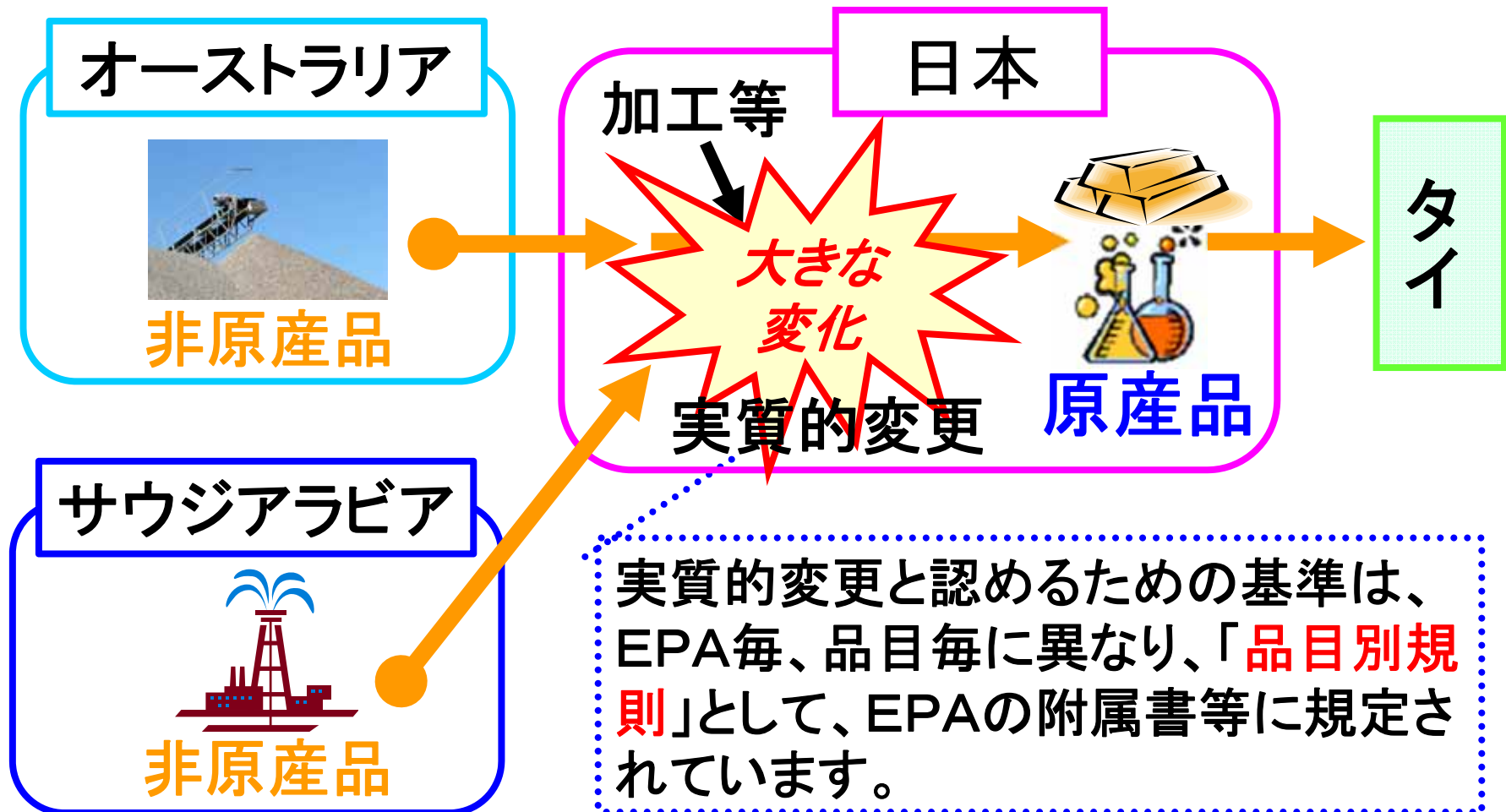
原産品 (日タイ経済連携協定 (EPA) の例)

(a) 完全生産品



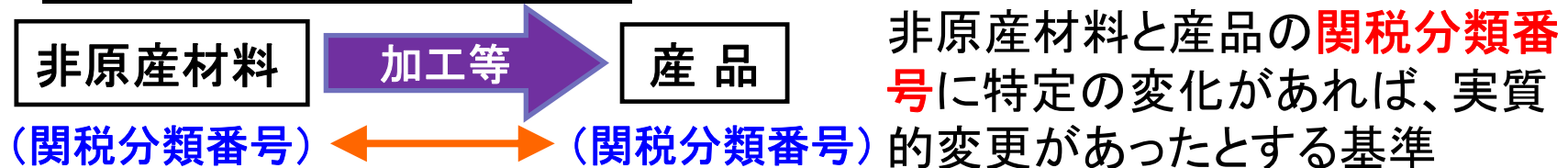
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（c）実質的変更基準を満たす産品

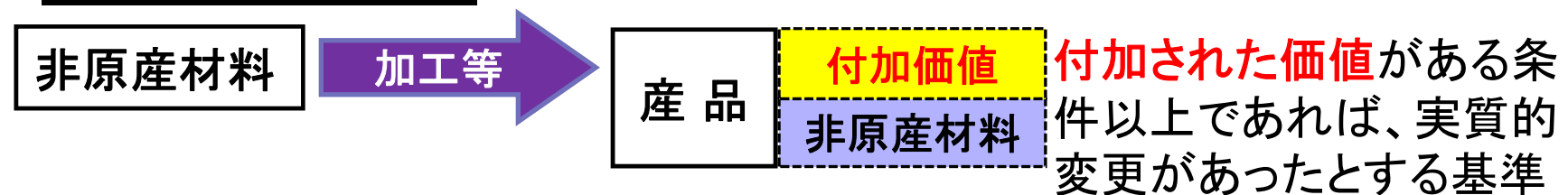


実質的変更基準 その種類

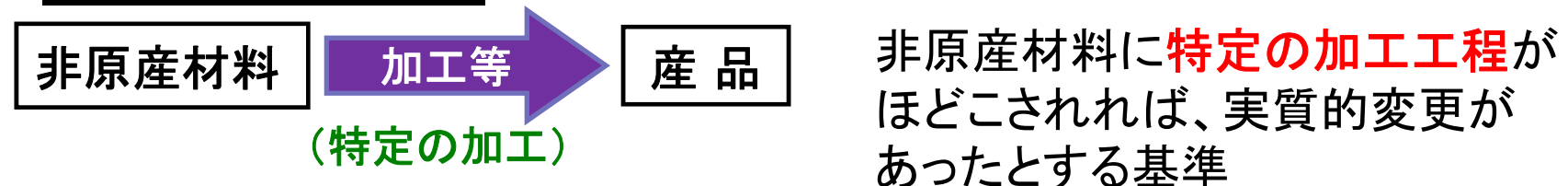
■ 関税分類変更基準



■ 付加価値基準



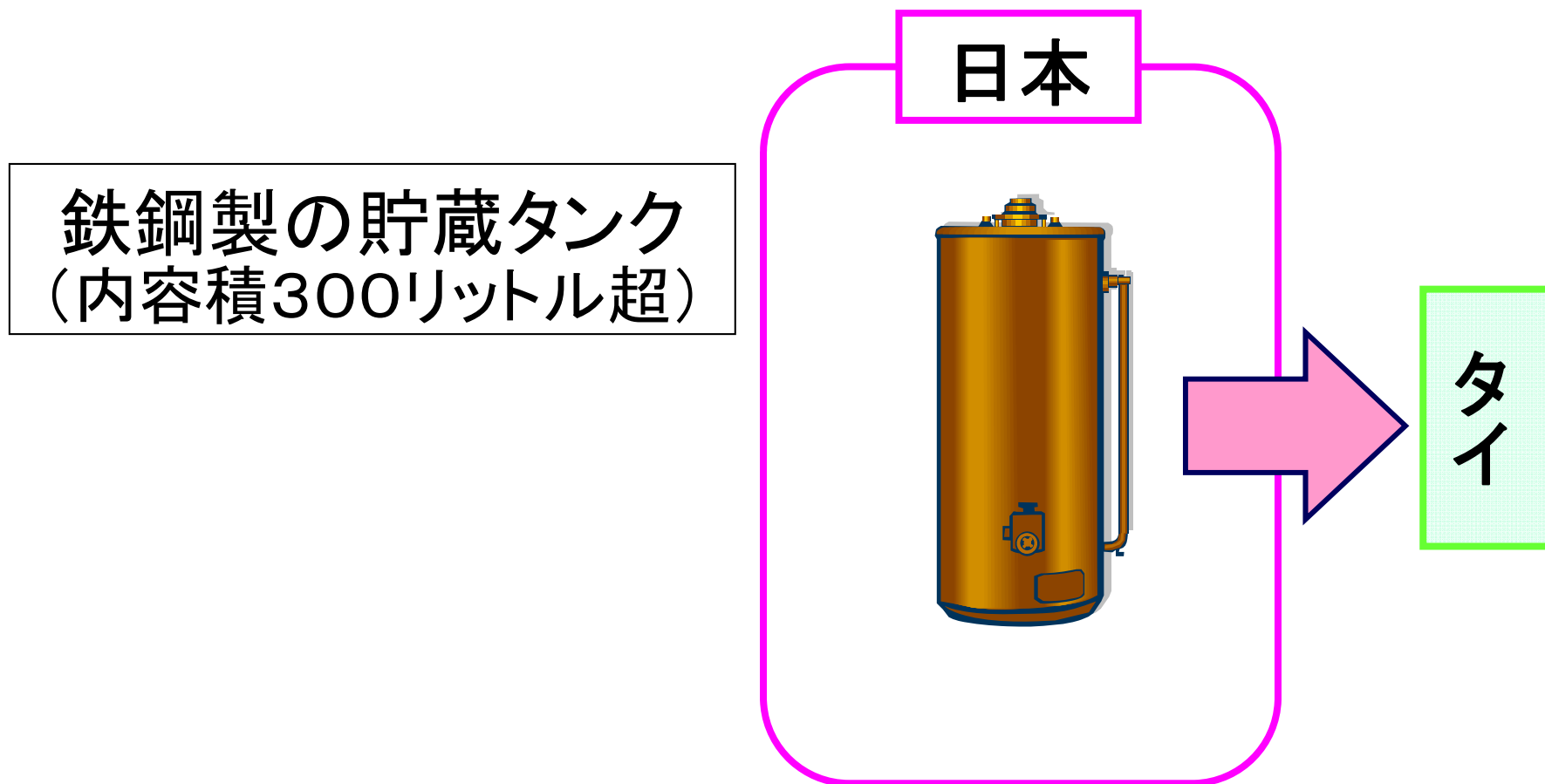
■ 加工工程基準



⇒我が国の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に上記のいずれかの考え方、あるいは、その組み合わせを採用しています。

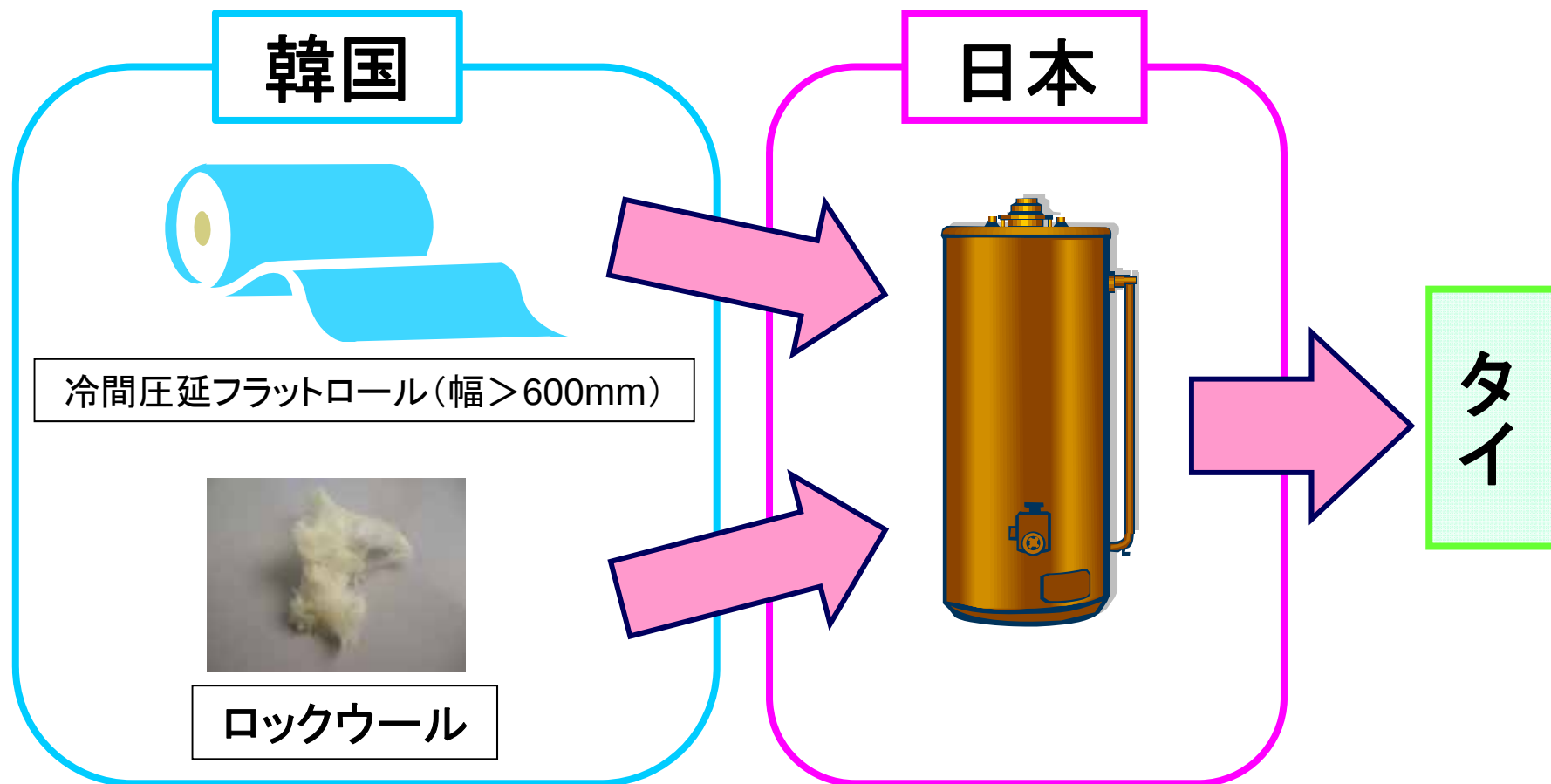
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（c）実質的変更基準を満たす産品



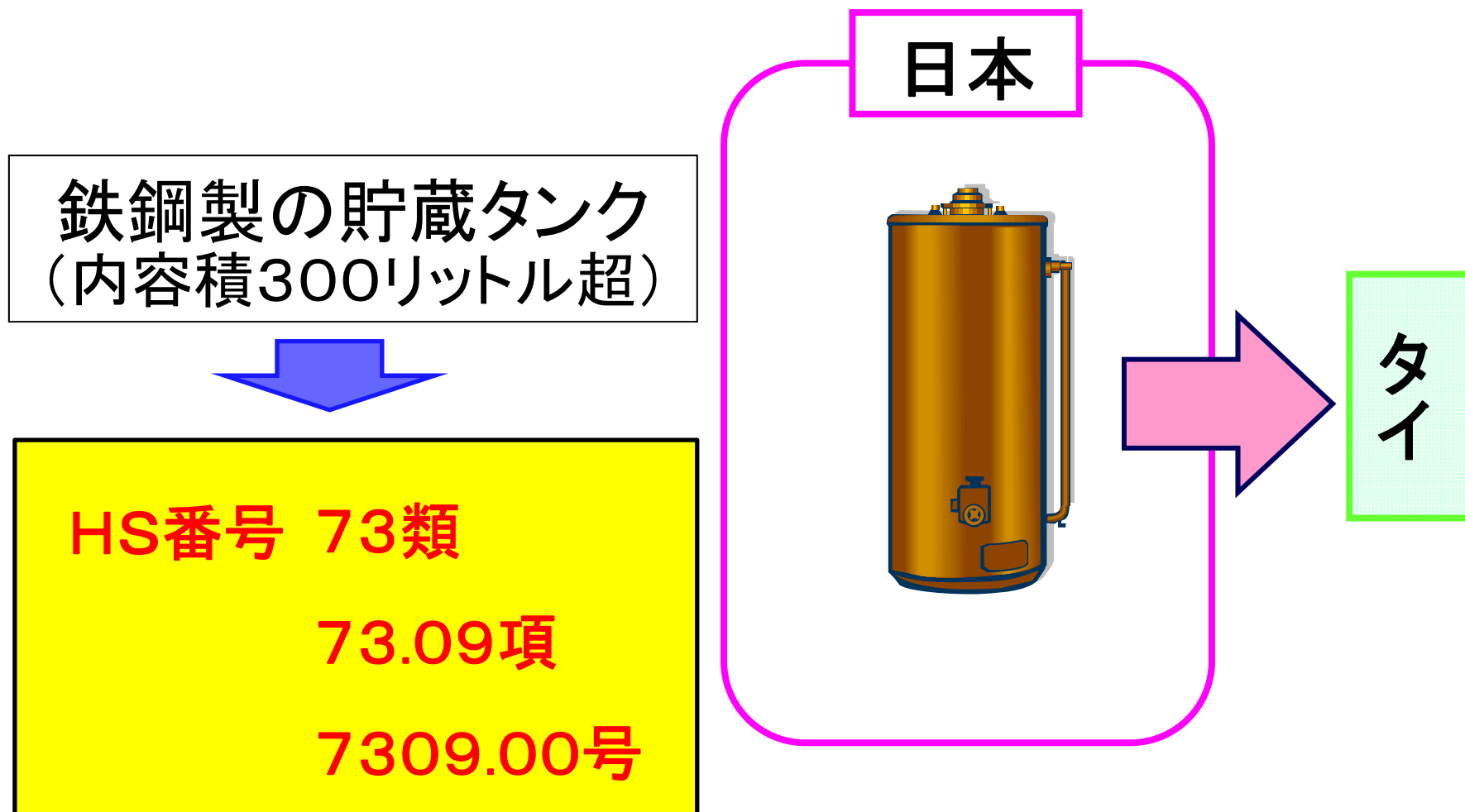
原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（c）実質的変更基準を満たす産品



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（c）実質的変更基準を満たす産品



(日タイ EPAの例)

鉄鋼製の貯蔵タンク(内容積300リットル超)

HS番号...73.09項

原産資格割合が40%以上であること
(第73.01項から第73.20項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

(付加価値基準)

又は

第73.01項から第73.20項までの各々の製品への他の類の材料からの変更

(関税分類変更基準)

外務省ホームページ(税関ホームページからリンクあり)

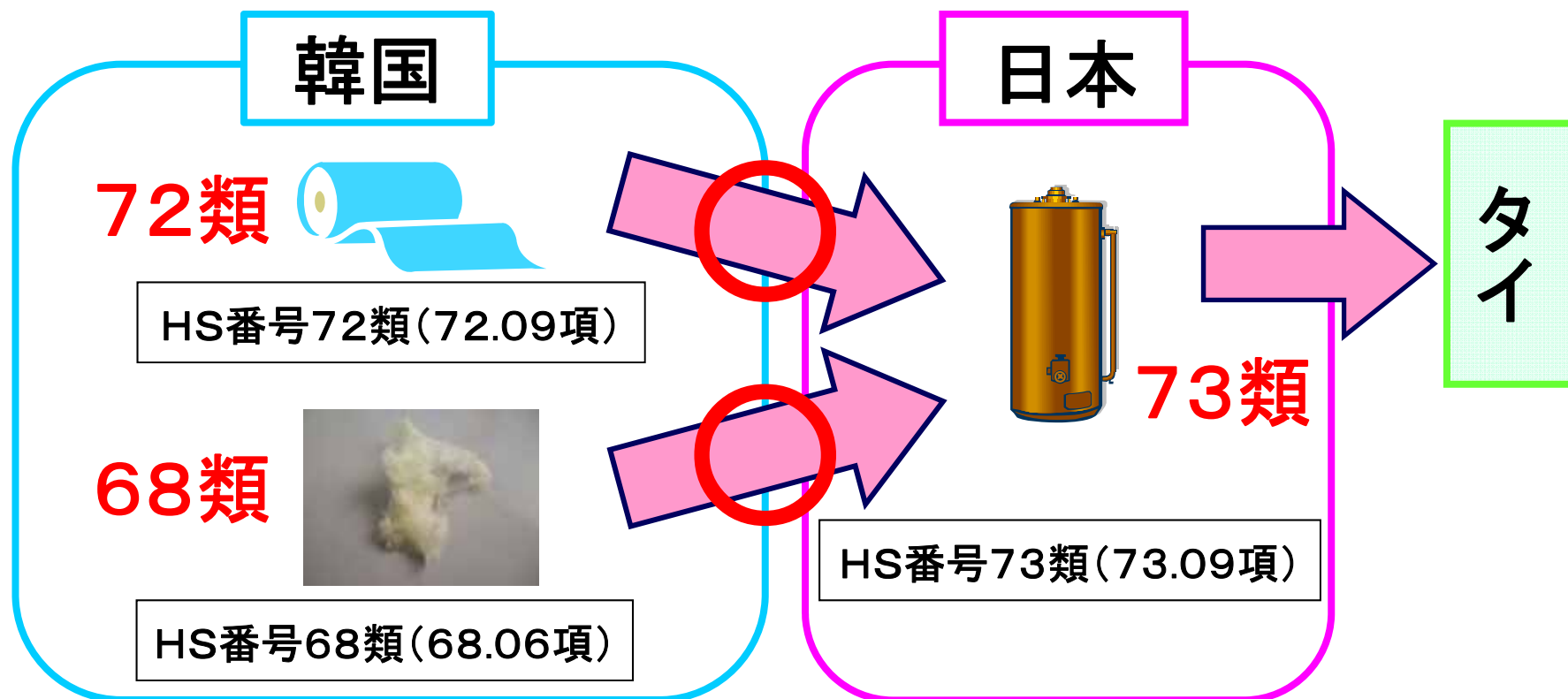
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

七三・〇一七三・二〇	第七三・〇一七三・二〇項までの各々の製品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・〇一七三・二〇項までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・一一七三・八三	第七三・一一七三・八三号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・一一七三・八三号までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・二一七三・一〇	第七三・二一七三・一〇号から第七三・二一七三・一〇号までの各々の製品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・二一七三・一〇号から第七三・二一七三・一〇号までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・三三・九	第七三・三三・九号から第七三・三三・九号までの各々の製品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・三三・九号から第七三・三三・九号までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・四・一〇七三・四・二九	第七三・四・一〇七三・四・二九号までの各々の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三・四・一〇七三・四・二九号から第七三・四・一〇七三・四・二九号までの各々の製品への関税分類の変更を必要としない。)

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

1. 関税分類変更基準

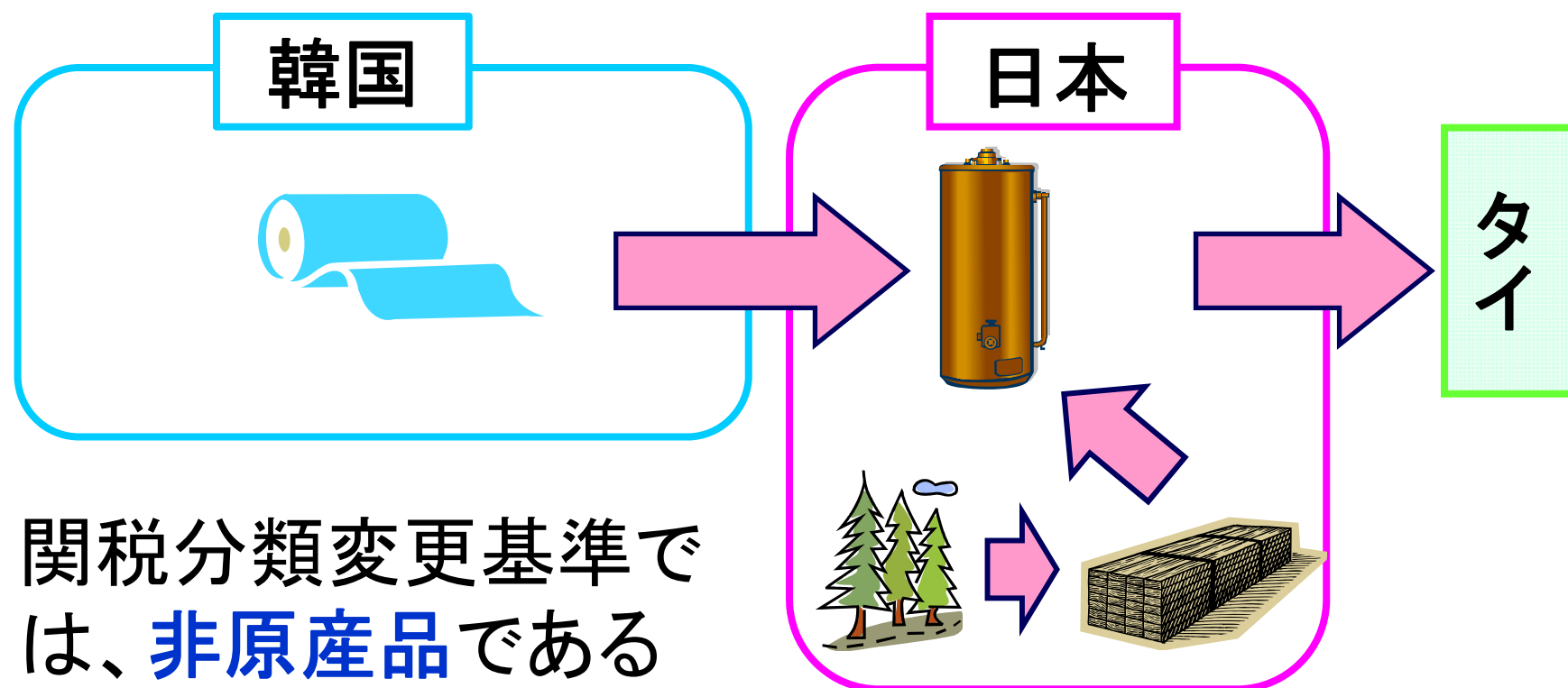
第73.01項から第73.20項までの各項の産品への他の類の材料からの変更



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

1. 関税分類変更基準

第73.01項から第73.20項までの各項の産品への**他の類の材料からの変更**

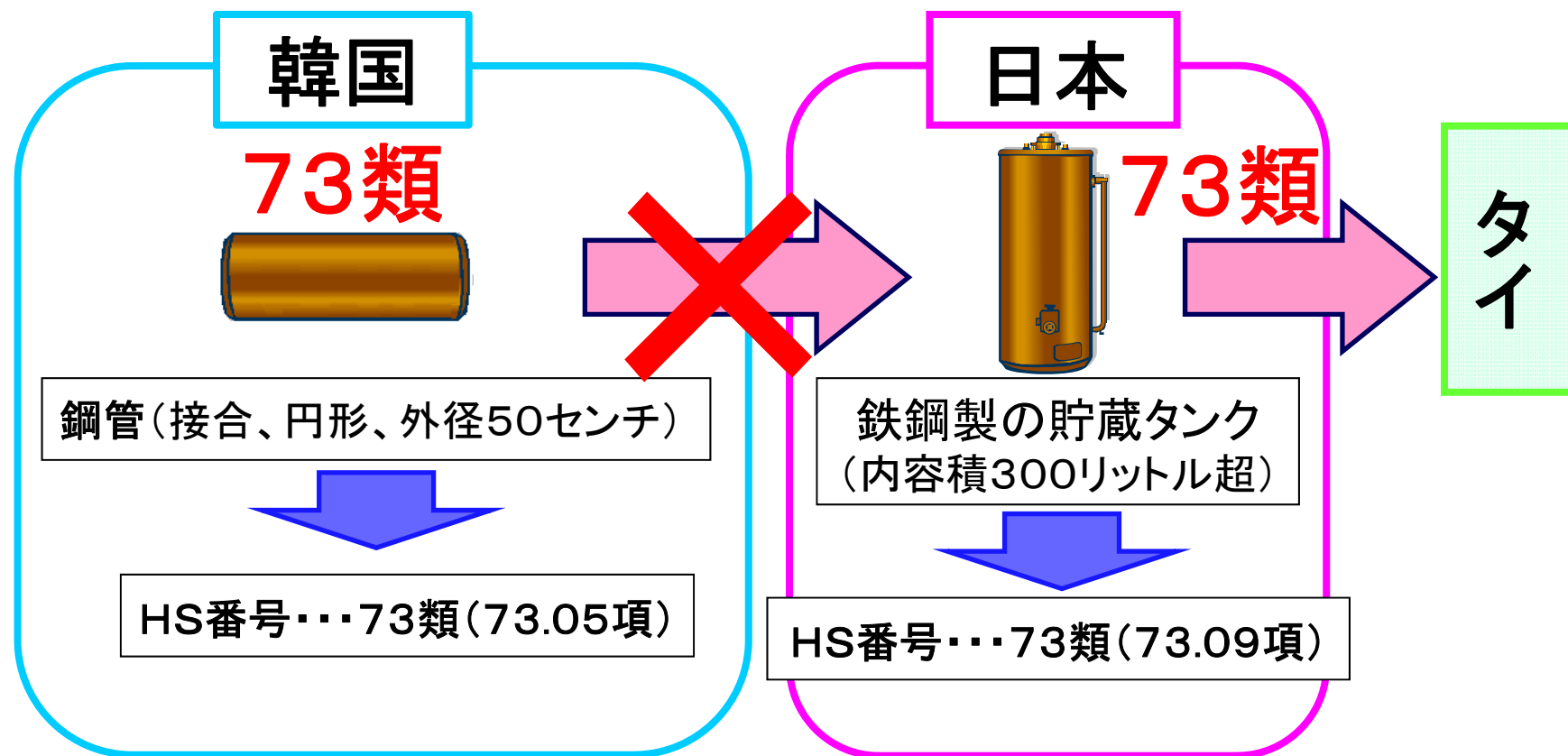


関税分類変更基準では、**非原産品**である**材料のみ**考慮

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

1. 関税分類変更基準

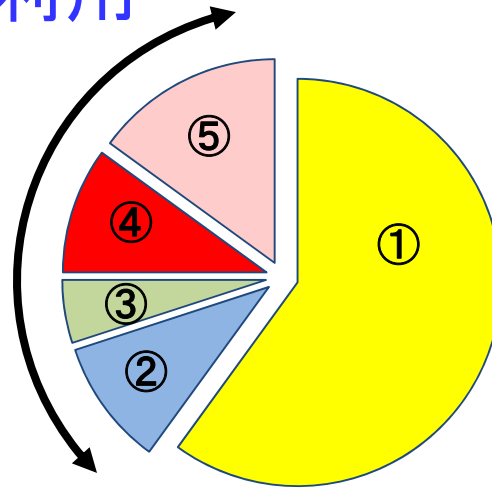
第73.01項から第73.20項までの各項の産品への他の類の材料からの変更



付加価値基準(控除方式)

その国の生産において、付加された価値の割合(閾値)^{しきい}を判断基準として利用

基本的には、この部分が
「付加された価値」



- ① 非原産材料
- ② 原産材料
- ③ 製造経費
- ④ 労務費
- ⑤ 利益その他

製品のFOB価額

材料のCIF価額

原産資格割合と呼ばれ、
協定で規定されている。

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \geq X\%$$

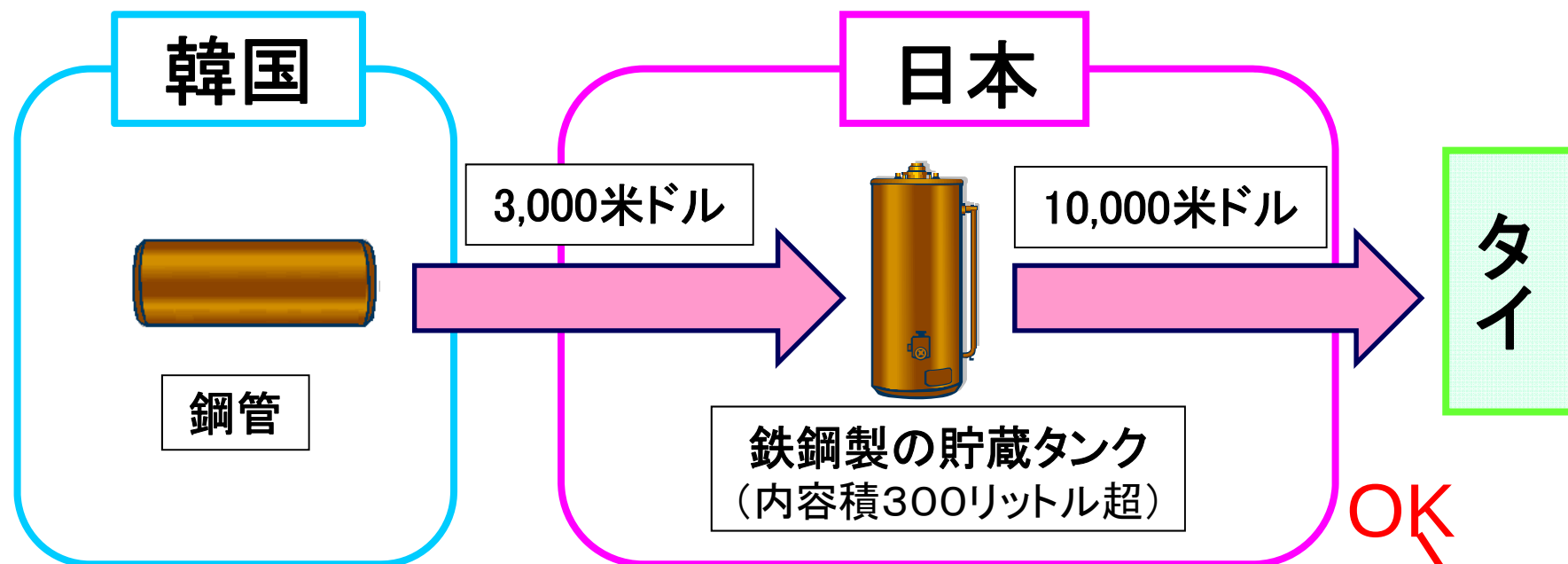
という式により判断

計算式で得られる値が、原産資格割合より大きければ原産品と認められる。アジア各国との間のEPAにおいて採用している方式

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

2. 付加価値基準

原産資格割合が40%以上であること（第73.01項から第73.20項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

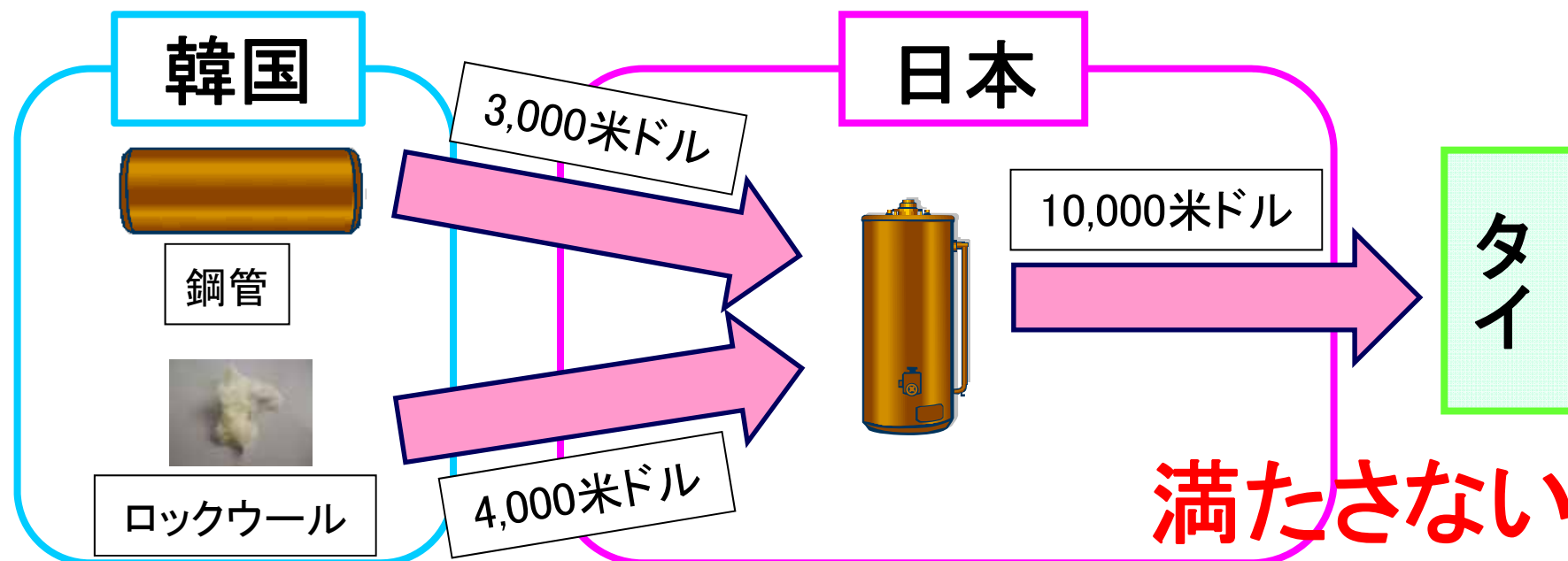


$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= (\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{製品の価額} \\ &= (10,000 - 3,000) / 10,000 = \underline{70\%}\end{aligned}$$

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

2. 付加価値基準

原産資格割合が40%以上であること（第73.01項から第73.20項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）



$$\begin{aligned}\text{原産資格割合} &= (\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}) / \text{製品の価額} \\ &= (10,000 - 7,000) / 10,000 = \underline{30\%}\end{aligned}$$



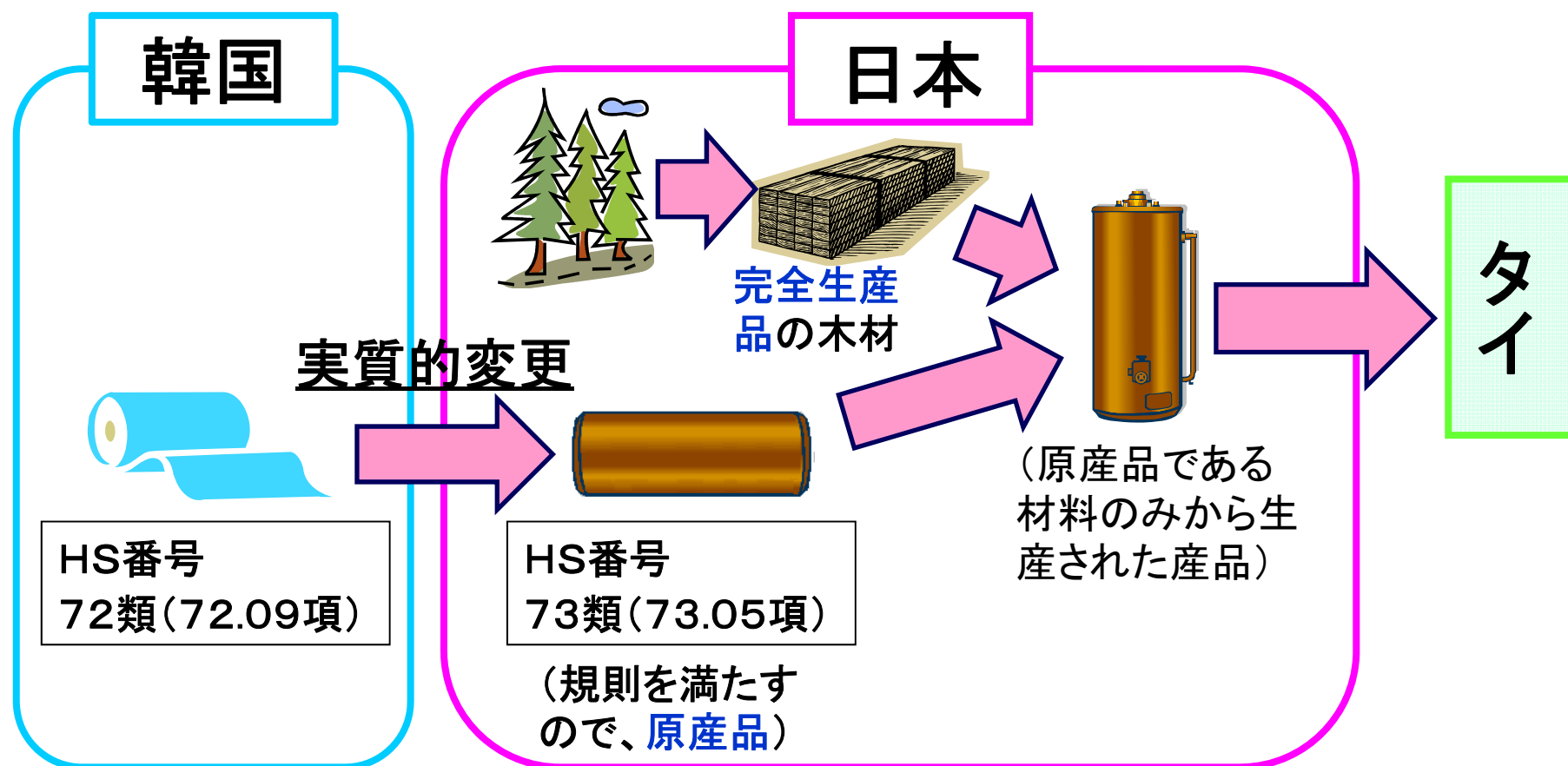
加工工程基準 (日タイEPAの例)

- ① **関税分類基準**
(号の変更)⇒HS番号の少なくとも6桁目の変更があればよい
- ② **付加価値基準**
(原産資格割合40%以上)
⇒付加価値40%以上
- ③ **加工工程基準**
化学反応、精製、異性体分離の工程若しくは生物工学的工程を経ること

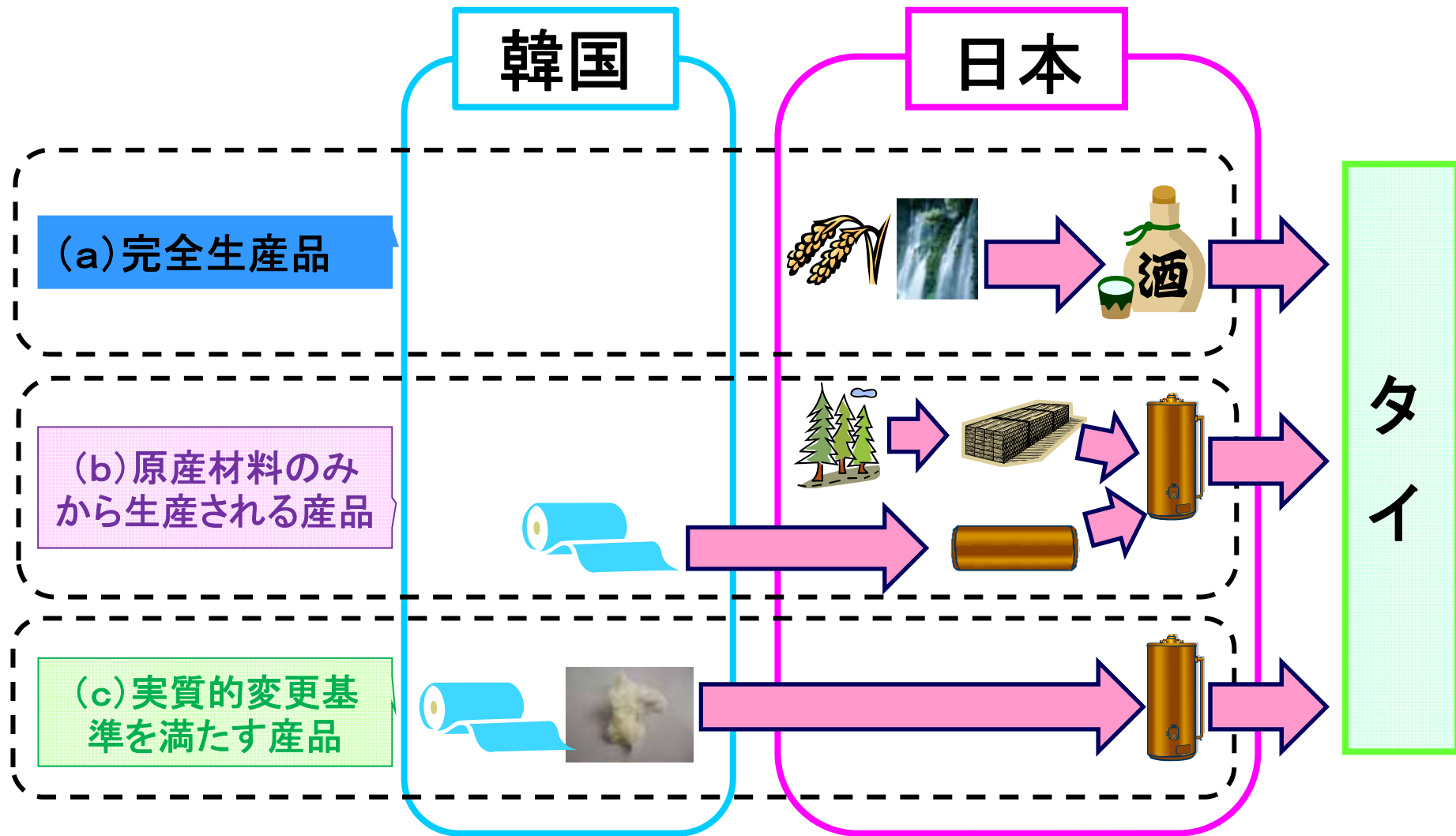
二九〇一・一〇一・二九〇五・四二	第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更、
①	原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
②	第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更
③	第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の製品への関税分類の変更を必要としない。)
二九〇五・四三・二九〇五・四五	
二九〇五・四九・二九〇五・五九	
二九〇六・一一	第二九〇六・一一号の製品への他の類の材料からの変更(第三三・〇一項の材料か

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

（b）原産材料のみから生産される産品

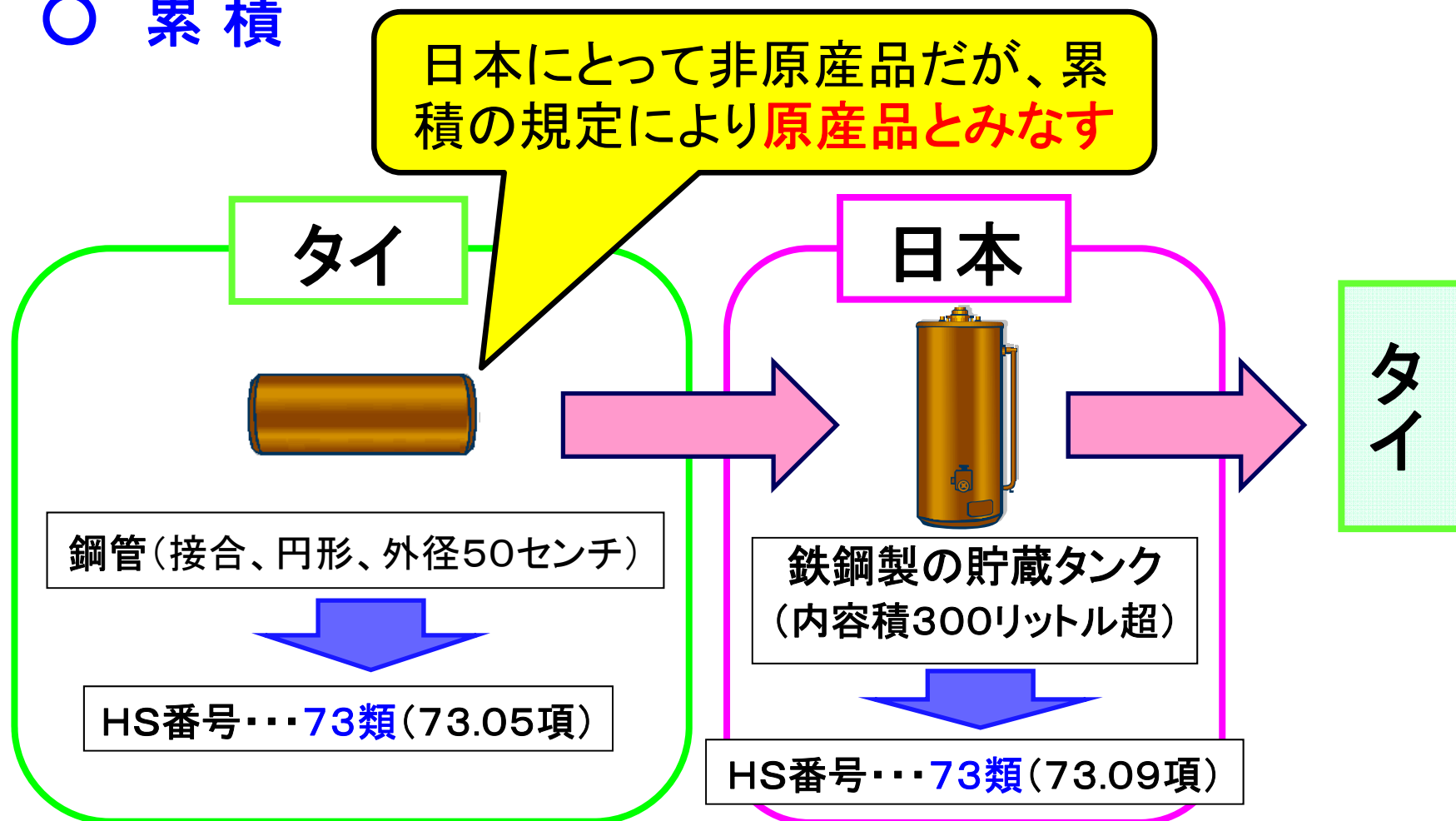


原産品 (日タイ経済連携協定 (EPA) の例)



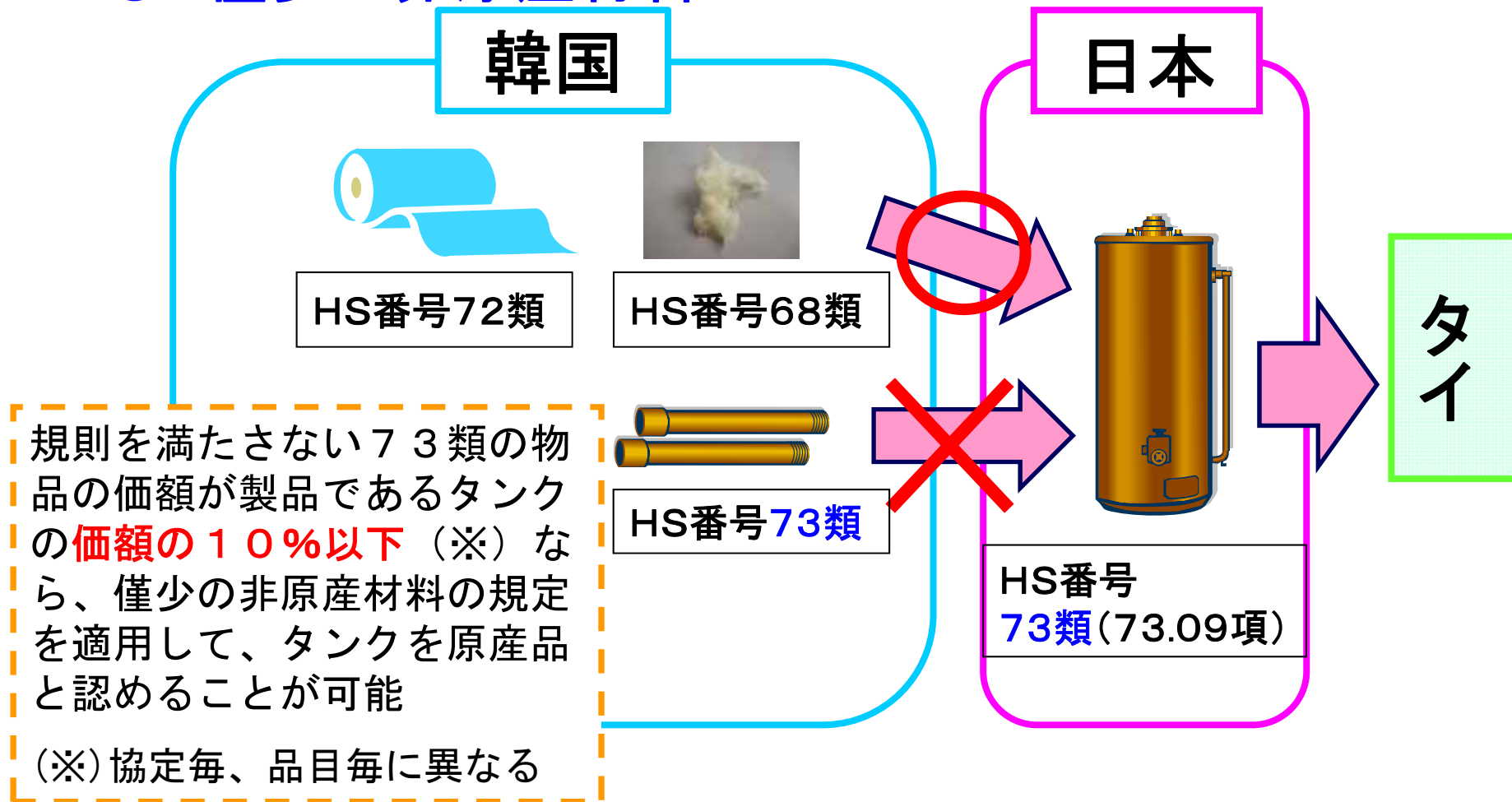
原産品の範囲を広げる規定

○ 累積



原産品の範囲を広げる規定

○ 僅少の非原産材料

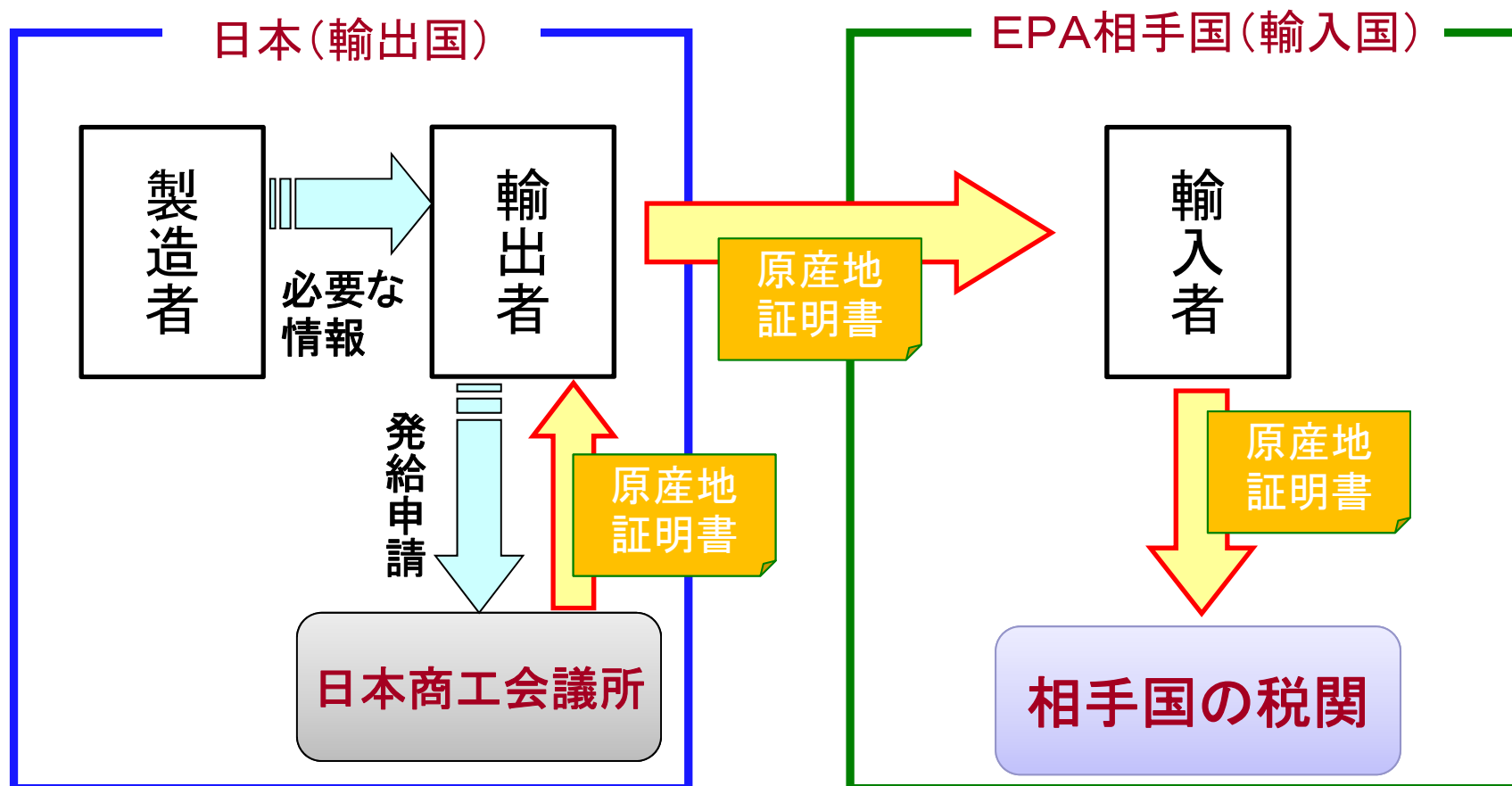




原産地を証明する

既存のEPAにおける原産地手続①

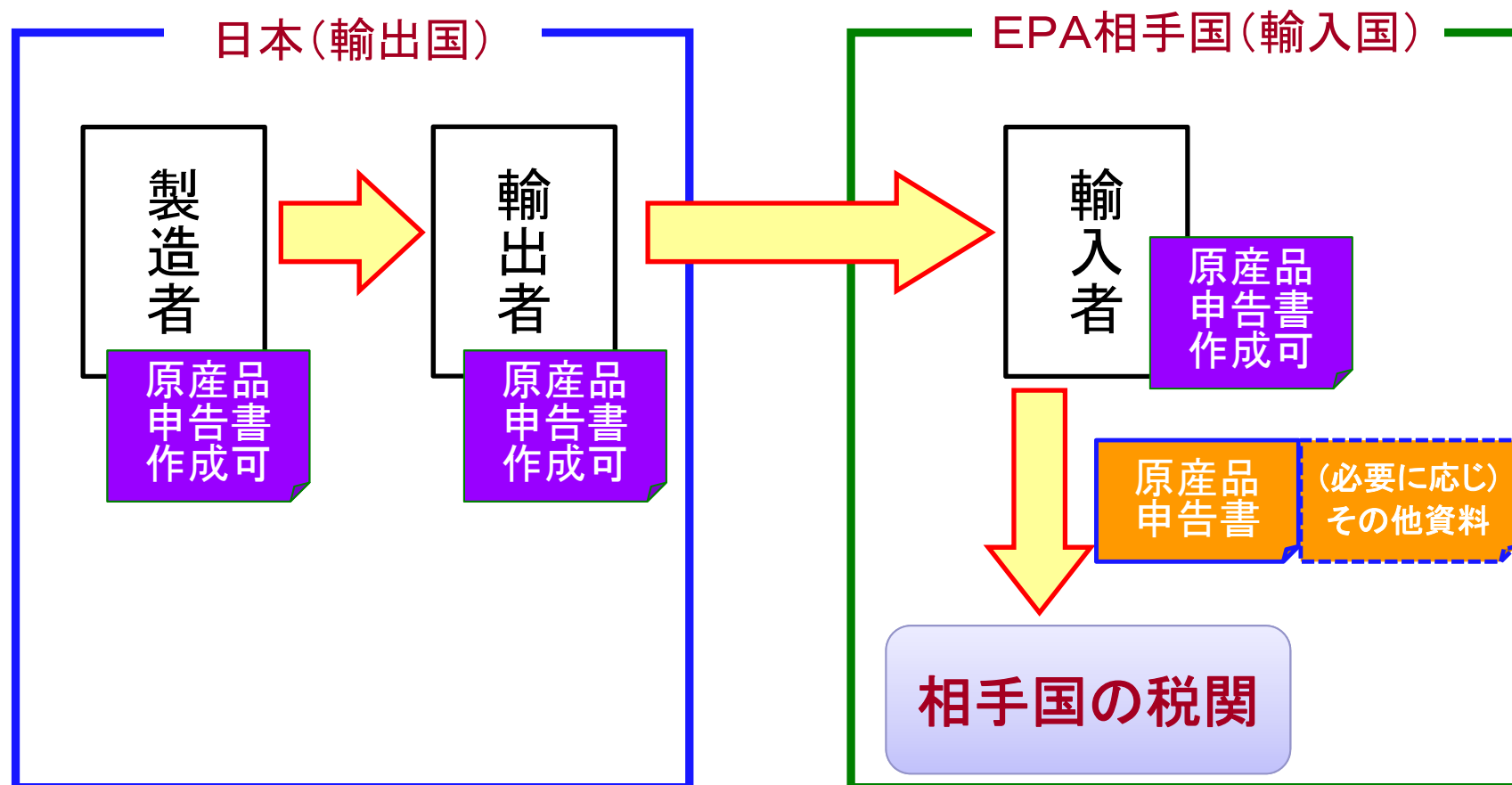
◎第三者証明制度



- ※ 1. スイス、ペルー、メキシコとのEPAでは、**認定輸出者**による自己証明制度を併用
2. オーストラリアとのEPAでは、自己申告制度を併用

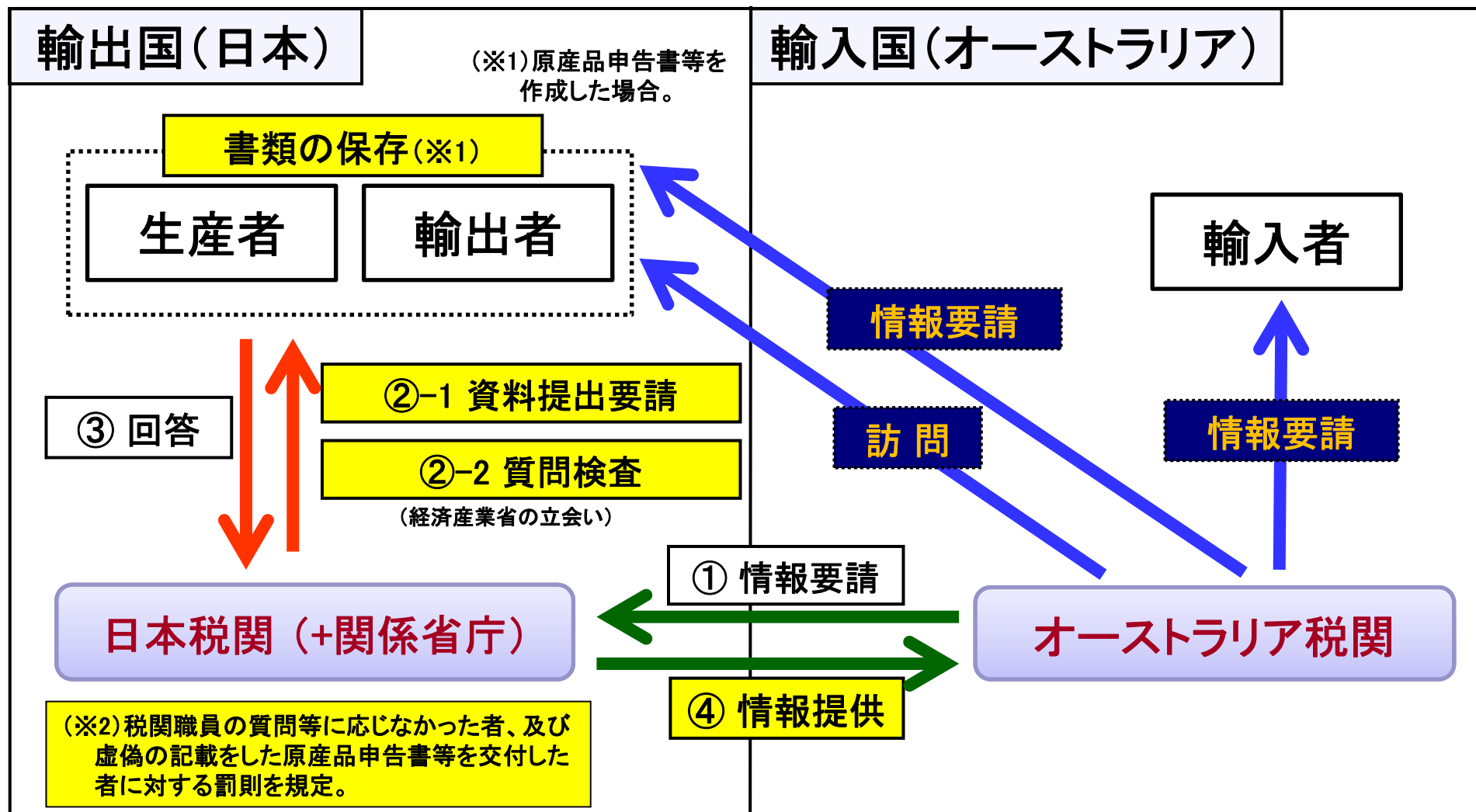
既存のEPAにおける原産地手続②

◎自己申告制度



輸出締約国としての対応（情報提供等）

- ◆ 輸入締約国の税関当局から情報提供の要請があった場合に、輸出締約国の税関当局は、関係省庁との協力の枠組みの下に、輸入締約国の税関当局に情報を提供。
- ◆ 輸出者又は生産者は、輸出貨物が原産品であることを明らかにする書類を5年間保存。
- ◆ 日本税関は、必要な限度において、輸出者又は生産者に対し、質問等を実施。





原産品か否か

- 原産地規則を確認する。
(特に原産地基準)
- 材料を確認する。
 - 原産品である材料(原産材料)
⇒ 原産品であるとした根拠は？
 - 上記以外の材料(非原産材料)
 - ⇒ 品目別規則を満たすか？
 - ⇒ 累積や僅少の非原産材料の規定の適用？

EPAに関するお問い合わせ先

お問い合わせ先



EPAを利用した輸出入全般について

日本貿易振興機構 (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>



お電話

在日本企業の方 ▶ ビジネス情報サービス課 (貿易投資相談受付専用) ☎ 03-3582-5651

在海外企業の方 ▶ 進出企業支援課 ☎ 03-3582-5017



インターネット ▶ EPAアドバイザー <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話 03-3501-1595 FAX 03-3501-1592

インターネット http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/



メール epa-soudan@meti.go.jp



特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話 03-3283-7850 FAX 03-3216-6497

インターネット http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html



メール tokuteico@jcci.or.jp





税関の原産地担当部門

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

函館税関 業務部 原産地調査官 : 0138-40-4256

東京税関 業務部 原産地調査官 : 03-3599-6527

横浜税関 業務部 原産地調査官 : 045-212-6174

名古屋税関 業務部 原産地調査官 : 052-654-4205

大阪税関 業務部 原産地調査官 : 06-6576-3196

神戸税関 業務部 原産地調査官 : 078-333-3097

門司税関 業務部 原産地調査官 : 050-3530-8369

長崎税関 業務部 原産地調査官 : 095-828-8665

沖縄地区税関 原産地調査官 : 098-862-8692

- 適用税率等のEPA関連の情報は税関ホームページからご覧いただけます。

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm